

議案第71号

飯能市農林産物加工直売所条例の一部を改正する条例（案）

飯能市農林産物加工直売所条例（平成16年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第1条中「提供する」の次に「とともに、観光的視点を取り入れた、地域の自然とふれあい、人々が交流し、及び北欧の雰囲気を感じることができる空間を提供する」を加える。

第3条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 観光的視点を取り入れた、地域の自然とふれあい、人々が交流し、及び北欧の雰囲気を感じることができる事業に関する事。

第4条を次のように改める。

（休館日）

第4条 加工直売所は、無休とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。

第5条第1項中「午前10時から午後5時まで」を「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの」に改め、同条第2項を削る。

附則第4項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の飯能市農林産物加工直売所条例（以下「新条例」という。）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第2条及び第17条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に、この条例による改正前の飯能市農林産物加工直売所条例の規定によりされた処分、手続その他の行為（施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、新条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

令和元年9月6日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市農林産物加工直売所条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 農林産物の加工及び販売の場を提供するとともに、<u>観光的視点を取り入れた、地域の自然とふれあい、人々が交流し、及び北欧の雰囲気を感じることができる空間を提供することにより、農林業の振興と地域の活性化を図るため、飯能市農林産物加工直売所（以下「加工直売所」という。）を飯能市大字下名栗607番地の1に設置する。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>観光的視点を取り入れた、地域の自然とふれあい、人々が交流し、及び北欧の雰囲気を体感できる事業に関すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、加工直売所の運営に関して市長が必要と認めること。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 <u>加工直売所は、無休とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 農林産物の加工及び販売の場を提供することにより、農林業の振興と地域の活性化を図るため、飯能市農林産物加工直売所（以下「加工直売所」という。）を飯能市大字下名栗607番地の1に設置する。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、加工直売所の運営に関して市長が必要と認めること。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 <u>加工直売所の休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>水曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日である場合</u></p>

(利用時間)

第5条 加工直売所を利用することができる時間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

を除く。

(2) 1月1日から同月3日まで及び
12月25日から同月31日まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日のほか臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第5条 加工直売所を利用することができる時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項の利用時間を変更することができる。

附 則

(管理に関する特例)

4 当分の間、第2条の規定にかかわらず、加工直売所の管理は、市長が行う。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<u>第4条第2項及び第5条第2項</u>	<u>指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て</u>	<u>市長は、必要があると認めるときは</u>
<u>第6条、第7条、第9条第1項及</u>	<u>指定管理者</u>	<u>市長</u>

	<u>び第11条</u>		
	<u>第9条第2項</u>	<u>指定管理者</u>	<u>本市</u>
	<u>第13条の見出し及び同条第2項、第15条(見出しを含む。)、第16条(見出しを含む。)並びに別表</u>	<u>利用料金</u>	<u>使用料</u>
	<u>第13条第1項</u>	<u>利用料金を指定管理者に</u>	<u>使用料を</u>
	<u>第13条第2項</u>	<u>指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする</u>	<u>市長が定める</u>
	<u>第15条及び第16条ただし書</u>	<u>指定管理者は、市長の定めるところにより</u>	<u>市長は、特に必要があるとき認めるときは</u>